

令和2年(ワ)第2509号

原告 株式会社ウルフアンドカンパニー

被告 天羽 優子

準備書面3

令和3年9月15日

さいたま地方裁判所第4民事部合議2係 御中

被告 天羽 優子

被告は、令和3年7月20日付の準備書面2において、2(1)3行目「社会通念に沿って読めば」、2(2)3行目「社会通念に沿った読み方」、2(3)2行目「社会通念に従って読めば」、3(1)6行目「社会通念に沿った読み方」と主張した。これらを、それぞれ、「普通の人々の注意力と読み方をすれば」、「普通の人々の注意力にもとづいた読み方」、「普通の人々の注意力と読み方をすれば」、「普通の人々の注意力にもとづいた読み方」、と変更する。

以上